

流通・取引慣行と競争政策の在り方に関する研究会（第１０回会合）議事概要

平成２８年１２月１６日

公正取引委員会

１ 日時 平成２８年１１月２５日（金）１３時００分～１４時５０分

２ 場所 中央合同庁舎第６号館Ｂ棟１１階官房第２会議室

３ 出席者

（研究会委員）

座 長	土井 教之	関西学院大学名誉教授 イノベーション研究センター客員研究員 技術革新と寡占競争研究センター客員研究員
会 員	川濱 昇	京都大学大学院法学研究科教授
	滝澤 紗矢子	東北大学大学院法学研究科准教授
	中尾 雄一	パナソニック株式会社アプライアンス社日本地域コンシューマーマーケティング部門コンシューマーマーケティングジャパン本部法務部法務課課長
	中村 美華	株式会社セブン&アイ・ホールディングス法務部法務シニアオフィサー
	丸山 雅祥	神戸大学大学院経営学研究科教授
	三村 優美子	青山学院大学経営学部教授
	渡邊 新矢	外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所 弁護士

（事務局）

公正取引委員会事務総局 菅久経済取引局取引部長，佐久間官房参事官，
小林経済取引局取引部取引企画課課長補佐

４ 会議次第

（１）開会

（２）流通・取引慣行と競争政策の在り方に関する研究会報告書（案）について

（３）閉会

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課 電話 ０３－３５８１－３３７１（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

5 議事概要

事務局から配布資料に基づき説明があり、その後、議論を行った。
各会員から出された主な意見の概要は次のとおり。

「はじめに」について

- 報告書（案）の1ページに「一方、大手メーカー主導で構築された流通系列化は崩れ、合併・買収等による流通業者の上位集中度の高まりといった様々な要因によって、次第にメーカーと流通業者との相対的な力関係は変化していった。」といった記載があるが、流通系列化が崩れたこと、合併・買収等によって流通業者の上位集中度が高まったことはそれぞれ事実であり、メーカーと流通業者との相対的な力関係が変化していったとの結論にも異論はないが、合併・買収等を行っているのは流通業者だけでなく、メーカーも同じであるため、流通業者の合併・買収等のみを挙げることには違和感がある。
- 以前の研究会でのヒアリング等からしても、業界によって多少の差はあるものの、消費財全般についての傾向として、流通業者の寡占化が以前に比べて進んでいることは間違いなく、様々な要因のうちの例示の一つとして記載されているため、報告書（案）の表現で問題ないのではないかと。

「第1 流通・取引慣行ガイドラインの見直しについて（総論）」について

（Eコマースの発展・拡大について）

- 報告書（案）の4ページに挙げられている新たなビジネスモデルに係る行為類型の①については、これまでの研究会で「オンライン取引におけるMFN」といった表現でこのような行為を捉えて議論してきたが、厳密にはMFNに含まれないものもあると考えられること、MFCやAPPAなど定義が様々であることについては脚注3で説明を加えていることから、一般的に普及している用語ではないものの、報告書（案）では「価格均等条項」という文言を用いることで問題ないと考えられる。
- 4ページに挙げられている①から④の行為類型のうち、①とは異なり②から④は従来の考え方で対応可能とされているが、特に④を中心に今後新たな事案が生じる可能性もあり、いずれも今後の事例の積み重ねを踏まえて検討していくことが必要という点では同じではないかと。
- ①から④までは、いずれも「市場閉鎖効果」と「価格維持効果」という従来の適法・違法判断基準の考え方で対応可能と考えられるものの、①についてはその反競争効果の発生自体をどのように捉えるかについて、参考となるような具体的事例が存在しないという点で、②から④と異なるということも踏まえた記載にする必要があるのではないかと。

(メーカーと流通業者の取引関係等の変化について)

- 最近、海外において、川下（流通業者等）の支配力を背景とした川上（メーカー等）に対する制限行為が注目されていることに触れた上で、日本においては、それらに対して優越的地位の濫用規制を含めた従来の独占禁止法上の考え方に基づき対応されてきていることを記載することが適当ではないか。

(総代理店・並行輸入品の実態等について)

- 報告書（案）の第1の1（3）において「小規模な総代理店」との表現があるが、事業規模のみで市場への影響の有無が判断されるとの誤解を招かないようにするため、また、ガイドライン制定当初は見られなかったような多様なブランドの総代理店が増えているという点が重要であるため、「新たな総代理店」とした方がよいのではないか。

(非価格競争への影響について)

- 報告書において、垂直的制限行為の評価に際しての非価格競争の重要性について言及することが必要ではないか。
- 非価格競争が促進されることなどにより、垂直的制限行為の正当な理由となり得る場合の考え方については、既に現行ガイドラインでも記載されており、価格競争だけではなく非価格競争も競争政策上重要であることは前提として認識されているため、報告書において単に非価格競争の重要性について言及しても余り意味がない。報告書（案）の3ページにおいて、オンライン取引に関連して非価格競争への影響について記載しているが、このような個別の論点の中で、必要に応じて非価格競争の重要性について記載すればよいのではないか。

「第2 流通・取引慣行ガイドラインの見直しの各論（具体化）」について

- 選択的流通について、見直し後のガイドラインにおける位置付けだけではなく、その記載振り自体も含めて検討することが必要ではないか。
- 選択的流通に関しては、現行ガイドラインでは、消費者の利益の観点から合理性を有するものであれば広く認められ得るような記載になっており、具体的事例もない中で、あまり書き込みすぎると限定的に解釈されるおそれがある。現在のような記載振りの方がかえって使いやすいのではないか。
- メーカー等から流通業者に対する拘束を伴わない価格の提示やチラシなどに掲載する参考価格の提示が問題とならない旨記載すべきではないか。
- 価格の提示が拘束性のないものであれば問題ない旨は、既に現行ガイドライン第2部第1の1（2）及び（注5）に記載されており、ガイドラインの表現振りの問題ではないか。

「おわりに」について

- 今後、流通・取引慣行ガイドラインの更なる見直しの必要性に係る検討に際しては、流通・取引慣行の実態の変化だけではなく、国内外における、具体的な違反行為への対応事例の状況、法学的・経済学的な研究の状況も踏まえる必要があり、報告書の表現としては、それらを含めて「国内だけではなく海外の状況も注視しつつ」とすることでよい。

以上